

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年尾鷲市条例第22号。以下「土砂条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、土砂条例の定めるところによる。

(土砂条例第2条第3号の規則で定める産業廃棄物)

第3条 土砂条例第2条第3号の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 浄水汚泥

(2) その他埋立て等に用いる再生土の原材料であつて、市長が認める汚泥

(土砂条例第2条第3号の規則で定める処理)

第4条 土砂条例第2条第3号の規則で定める処理は、混合その他市長が認める処理とする。

(土砂基準)

第5条 土砂条例第7条の土砂基準は、別表第1の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。

(土砂条例第8条第3号の規則で定める者)

第6条 土砂条例第8条第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 土地改良区

(2) 土地改良区連合

(3) 土地区画整理組合

(4) 市街地再開発組合

(5) 日本下水道事業団

(6) 土地開発公社

(7) 中日本高速道路株式会社

(8) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの

(土砂条例第8条第7号の規則で定める土砂等の埋立て等)

第7条 土砂条例第8条第7号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げる処分によるものとする。

(1) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項（第2号を除く。）の許可

(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認（同条の道路

に関する工事に係るものに限る。)又は同法第32条第1項若しくは同法第91条第1項の許可

(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可

(4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)又は同法第6条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の許可

(5) 下水道法(昭和33年法律第79号)第16条(同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。)の承認

(6) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可

(7) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可

(8) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の認可又は同法第66条第1項の許可

(9) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項若しくは第37条の5の許可又は同法第13条第1項の承認

(10) 三重県港湾施設管理条例(昭和48年三重県条例第21号)第3条第1項の許可

(11) 尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例(昭和53年尾鷲市条例第33号)第6条第1項の確認

(土砂条例第8条第9号の規則で定める土砂等の埋立て等)

第8条 土砂条例第8条第9号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の埋立て等

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等

(4) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等

(5) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許に係る事業における土砂等の埋立て等

(6) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条第1項の許可を受けた者が行う鉄道路線、停車場その他の鉄道整備における土砂等の埋立て等

(7) 三重県土採取規制条例(平成13年三重県条例第8号)第4条の規定により認可を受けた者が当該認可に基づいて採取した土砂等を一時的

に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等

(8) 土砂等の埋立て等の高さ（土砂等の埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂等の埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が1メートル以下の土砂等の埋立て等

(9) 法令若しくは他の条例（三重県の条例を含む。）の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等

（事前協議）

第9条 土砂条例第9条の規定による協議は、土砂等の埋立て等事前協議書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の土砂等の埋立て等事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める書類については、この限りでない。

(1) 説明会開催計画書（様式第2号）

(2) 埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「埋立て等関係区域」という。）に係る次に掲げる書類

ア 位置図

イ 現況平面図及び現況断面図

ウ 測量図及び求積図

エ 計画平面図、計画断面図及び排水計画図

オ 流域図

(3) 埋立て等関係区域の土地及びこれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し

(4) 埋立て等関係区域内に有し、又は埋立て等関係区域に隣接する道路その他の公共施設に係る土地との境界確定図の写し

(5) 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書

(6) 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画

(7) 土砂等の搬出入経路図

(8) 土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面

(9) 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面

(10) 埋立て等関係区域の現況の写真

(11) 土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第3号）

(12) その他市長が必要と認める書類

（土地の所有者の同意書）

第10条 土砂条例第10条の規定による同意は、土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（様式第4号から様式第6号まで）により得るものとする。

（周辺地域の住民等への周知）

- 第11条 土砂条例第11条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。次項から第4項までにおいて同じ。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他土砂条例第12条第1項又は第2項の申請書に記載する同条第1項第11号に掲げる措置に関係する区域として市長が必要と認める区域とする。
- 2 土砂条例第11条第1項に規定する説明会は、土砂条例第12条第1項若しくは第2項又は第15条第2項の申請を行う日の30日前までに開催するものとする。
- 3 土砂条例第11条第1項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民等の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。
- 4 土砂条例第11条第1項ただし書の申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正及び円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。
- 5 土砂条例第11条第1項ただし書に規定する申請書の内容を要約した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
- (1) 土砂条例第12条の申請が同条第1項の規定によるものである場合
同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）
 - (2) 土砂条例第12条の申請が同条第2項の規定によるものである場合
同項第1号から第4号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）
 - (3) 土砂条例第15条第1項の変更許可の申請をしようとする場合
同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）
- 6 土砂条例第11条第1項ただし書に規定する必要な措置は、次に掲げる措置とする。
- (1) 土砂条例第12条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民等への提供
 - (2) 土砂条例第12条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民等の見やすい場所において行う掲示
- 7 前項の規定は、土砂条例第11条第4項において準用する同条第1項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「土砂条例第12条第1項又は第2項」とあるのは、「土砂条例第15条第2項」と読み替えるものとする。
- 8 土砂条例第11条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面は、説明会の開催結果等報告書（様式第7号）により作成するものとする。

(許可の申請書)

第12条 土砂条例第12条第1項の規定による申請は、土砂等の埋立て等許可申請書(様式第8号)により行うものとする。

2 土砂条例第12条第1項第12号及び同条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂条例第8条の許可を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)が法人である場合にあっては、その役員(土砂条例第14条第1項第1号ウに規定する役員をいう。以下同じ。)の氏名、住所及び生年月日

(2) 申請者が未成年者(土砂条例第14条第1項第1号カに規定する未成年者をいう。以下同じ。)である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員
の氏名、住所及び生年月日)

(3) 申請者に使用人(次条に規定する使用人をいう。次項、第17条第1項及び第27条第2項において同じ。)がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日

3 土砂条例第12条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類(第15条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあっては、第15号に掲げる書類を除く。)とする。

(1) 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)の写し

(2) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(4) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(5) 申請者が土砂条例第14条第1項第1号アからクまでのいずれにも該当しないことの誓約書(様式第9号)

(6) 埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域(以下この項及び別表第2において「施設設置区域」という。)の位置図

(7) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図

(8) 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図

(9) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図

(10) 埋立て等区域及び施設設置区域の流域図

(11) 埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(12) 埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土

砂等を採取した地点の位置図、現場写真、当該採取した試料ごとの調査試料採取調書（様式第10号）及び当該調査の結果を証する書面（環境計量士（計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。以下同じ。）が発行したものに限り。）

- (13) 埋立て等に使用される土砂等の量の計算書
 - (14) 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図
 - (15) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下この号において「地盤調査」という。）の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面
 - (16) 土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定性の計算（以下この号において「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算の内容を記載した書面
 - (17) 擁壁を設置する場合に当たっては、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (18) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面
 - (19) 沈砂池を設置する場合にあっては、沈砂池の構造図及び容量を算定した書面
 - (20) 調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面
 - (21) 土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
 - (22) 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書面
 - (23) 土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第3号）及び次のアからウまでに掲げる書類
 - ア 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - イ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - ウ 資金を自己資金で調達する場合には金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類、借入金で調達する場合には金融機関の融資を証明する書類
 - (24) 土砂等の搬入に係る管理計画書（様式第11号）
 - (25) 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類
- 4 前項第12号に規定する埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査は、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

(1) 次のアからエまでに掲げる方法

ア 次の表の左欄に掲げる埋立て等区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	1
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	2

イ 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、アの規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

ウ イの規定により採取した土砂等は、アの規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、アの規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

エ ウの規定により作成した試料は、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに測定すること。

(2) 前号の方法と同等以上に土壌の汚染状況を確認することができる方法として市長が認める方法

(使用人)

第13条 土砂条例第14条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人であつて、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(形状及び構造上の基準)

第14条 土砂条例第14条第1項第6号の規則で定める形状及び構造上の基準は、土砂条例第8条の許可に係る土砂等の埋立て等が当該埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）以外である場合にあつては別表第2、一時堆積である場合にあつては別表第3に掲げるとおりとする。

(形状及び構造上の基準の適用除外)

第15条 土砂条例第14条第2項の規則で定める申請は、次に掲げる行為に係る申請とする。

(1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を要する行為

- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可を要する行為
- (3) 三重県砂防指定地等管理条例（平成14年三重県条例第66号）第4条第1項の許可を要する行為
（許可書の交付等）

第16条 市長は、埋立て等許可（変更許可を含む。以下この条において同じ。）をしたときは土砂等の埋立て等許可書（様式第12号）を申請者に交付し、埋立て等許可をしないときは土砂等の埋立て等不許可通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（変更の許可の申請又は届出）

第17条 土砂条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂条例第8条の許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 土砂条例第8条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (3) 管理事務所の所在地の変更
- (4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
- (5) 埋立て等に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- (6) 土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画の変更（搬入土砂等の種類の変更は除く。）
- (8) 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）
- (9) 土砂条例第8条の許可を受けた者に係る役員又は使用人の変更

2 土砂条例第15条第2項の申請書は、土砂等の埋立て等変更許可申請書（様式第14号）とする。

3 土砂条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、第12条第2項各号に掲げる事項とする。

4 土砂条例第15条第3項の規則で定める書類は、第12条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

5 土砂条例第15条第5項の規定による届出は、土砂等の埋立て等変更届（様式第15号）を提出して行わなければならない。

（土砂等の埋立て等の着手の届出）

第18条 土砂条例第17条の規定による届出は、土砂等の埋立て等着手届（様式第16号）を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の報告)

- 第19条 土砂条例第18条第1項の規定による土砂等（再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土を除く。次項及び第3項において同じ。）の発生場所の確認は、当該土砂等の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書（様式第17号）により行わなければならない。
- 2 土砂条例第18条第1項の規定による土砂等の汚染（土砂基準に適合しないことをいう。以下この条において同じ。）のおそれがないことの確認は、当該土砂等の発生場所ごとに、土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）第72条の2第2項若しくは第72条の3第2項の規定による調査の結果を記載した書類その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書類であって市長が別に定めるものにより行わなければならない。
- 3 前項の規定により難しい場合における土砂条例第18条第1項の規定による土砂等の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該土砂等の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は別表第1の左欄に掲げる項目ごとの土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量及び土砂等に含まれる物質の量の調査結果を記載した書類により行わなければならない。
- 4 土砂条例第18条第1項の規定による土砂等（再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土に限る。）の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認は、次に掲げる書類等により行わなければならない。
- (1) 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成13年三重県条例第46号）第6条第1項の規定による認定及び同条例第11条第2項の規定による報告に係る書類の写し
- (2) 都道府県又は市町村が定めた改良土又は再生土の適正利用に関する条例（三重県リサイクル製品利用推進条例と同等以上に改良土又は再生土を適正利用することができることを確認することができるものと認められる条例に限る。）による認定等に係る書類の写し
- (3) 第1号と同等以上に改良土又は再生土を適正利用することができることを確認することができる書類として市長が認めるもの
- 5 土砂条例第18条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土砂等を搬入する前に、第1項に規定する土砂等発生元証明書及び第2項若しくは第3項の確認に係る書類又は前項に規定する書類等を添付して、土砂等搬入報告書（様式第18号）を提出して行わなければならない。

(土砂等管理台帳)

- 第20条 土砂条例第19条に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳

(様式第19号及び様式第20号)とする。

2 土砂条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂等を発生させる者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 土砂等の発生場所ごとの1日当たりの土砂等の搬入量及び搬入のための車両台数

(3) 一時堆積にあっては、1日当たりの土砂等の搬出量及び搬出のための車両台数

3 土砂条例第19条に規定する土砂等管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。

(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)

第21条 土砂条例第8条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積以外である場合における土砂条例第20条の規定による報告は、土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用した土砂等の量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用した土砂等の量を翌年4月末日までに、土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用した土砂等の量を土砂条例第24条第1項の規定による届出の時に、土砂等使用量報告書(様式第21号)を提出して行わなければならない。

2 土砂条例第8条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積である場合における土砂条例第20条の規定による報告は、土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を翌年4月末日までに、土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を土砂条例第24条第1項の規定による届出の時に、土砂等搬入量及び搬出量報告書(様式第22号)を提出して行わなければならない。

(水質調査等の方法)

第22条 土砂条例第21条第1項の水質調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から6月に1回、別表第4の左欄に掲げる項目ごとに、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)により測定して行うものとする。

2 土砂条例第21条第2項の水質調査及び土壌の汚染状況の調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 水質調査 前項の規定による方法

(2) 土壌の汚染状況の調査 第12条第4項各号に掲げる方法

(水質調査等の報告)

第23条 土砂条例第21条第1項の規定による報告は、同項の水質調査を行った日から1月以内に、水質調査報告書（様式第23号）に当該水質調査に使用した排水を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）を添付して行わなければならない。

2 土砂条例第21条第2項の規定による報告は、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行った日から1月以内に、水質調査報告書（様式第23号）又は土壌の汚染状況の調査報告書（様式第24号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 当該水質調査に使用した排水を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）

(2) 埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの当該調査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）

3 土砂条例第21条第3項の規則で定める水質の基準は、別表第4の左欄に掲げる項目ごとに、同表の基準の右欄に掲げるとおりとする。

（標識の寸法及び記載事項）

第24条 土砂条例第22条第1項の標識の大きさは、縦90センチメートル以上及び横120センチメートル以上でなければならない。

2 土砂条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土砂条例第8条の許可の年月日及び番号並びに許可をした者

(2) 土砂等の埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号

(3) 土砂等の埋立て等の目的

(4) 埋立て等区域の位置

(5) 埋立て等区域の規模

(6) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号

(7) 埋立て等に使用される土砂等の予定量（一時堆積である場合にあつては、年間の土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量）

(8) 土砂等の埋立て等の期間

（関係書類の閲覧）

第25条 土砂条例第23条第1項又は第3項の規定による閲覧に供する書類に含まれている情報のうち、尾鷲市個人情報保護条例（平成14年尾鷲市条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報及び尾鷲市情報公開条例（平成11年尾鷲市条例第16号）第8条第2号に該当する情報であつて、次に掲げるものについては、閲覧の対象から除くものとする。

(1) 第12条第2項各号、第27条第2項第3号から第5号まで及び第27条第2項第3号から第5号まで並びに土砂条例第12条第1項第1号、第15条第2項第1号及び第25条第2項第1号に規定する生年月日

(2) 第12条第3項第1号から第4号までに規定する住民票の写し

(3) 第12条第3項第23号に規定する書類

(土砂等の埋立て等の完了等の届出等)

第26条 土砂条例第24条第1項の規定による完了の届出は、土砂等の埋立て等を完了した日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等完了届(様式第25号)を提出して行わなければならない。

(1) 土砂条例第8条の許可の年月日及び番号

(2) 埋立て等区域の位置

(3) 土砂等の埋立て等の期間

(4) 土砂等の埋立て等を完了した年月日

(5) 完了した埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

(6) 埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあっては、その内容

2 土砂条例第24条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂等の埋立て等を廃止した場合にあっては廃止した日から30日以内、土砂等の埋立て等を休止した場合にあっては休止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等廃止(休止)届(様式第26号)を提出して行わなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 土砂等の埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間

(3) 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

(4) 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止する理由

(5) 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあっては、その内容

3 土砂条例第24条第1項の規定による再開の届出は、土砂等の埋立て等再開届(様式第27号)を提出して行わなければならない。

(地位の承継)

第27条 土砂条例第25条第2項の申請書は、土砂等の埋立て等地位承継承認申請書(様式第28号)とする。

2 土砂条例第25条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等許可の年月日及び番号

- (2) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- (3) 土砂条例第25条第1項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その従業員の氏名、住所及び生年月日
- (4) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに従業員の氏名、住所及び生年月日）
- (5) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日
- (6) 承継の理由

3 土砂条例第25条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等の許可証の写し
- (2) 第12条第3項第1号から第5号まで及び第23号に掲げる書類
- (3) 土砂条例第8条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は同条の許可を受けた者から当該土砂等の埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面
(土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認)

第28条 土砂条例第28条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。

- (1) 当該施工の状況が土砂条例第10条の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、土砂条例第28条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(土砂等搬入禁止区域の指定の公示)

第29条 土砂条例第30条第2項（土砂条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、市の告示により行うものとする。

- (1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間並びに指定の理由
- (2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積
(身分証)

第30条 土砂条例第33条第3項に規定する証明書は、身分証明書（様式第29号）とする。

(書類の提出部数)

第31条 土砂条例の規定により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本2部とする。

(土砂条例附則第3項の規則で定める法令等の処分)

第32条 土砂条例附則第3項の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可
- (2) 地すべり等防止法第18条第1項の許可
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可
- (4) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の認可
- (5) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可
- (7) 三重県砂防指定地等管理条例第4条第1項の許可
- (8) 三重県土採取規制条例第4条の認可

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。